

第1章 意匠保護制度の創設

[明治（明治21年～45年／1888～1912）]

第1節 明治政府の産業政策と工芸の産業化

明治政府が直面していた最大の課題の一つは、殖産興業政策の推進であったが、ウィーン万国博覧会への出品の経験などから、我が国の美術工芸品が重要な輸出品となり得ることに着目し、産業化を図ろうとする。政府は工芸の産業化を進めるに当たって、模倣を排除し、粗製乱造を改めるなど業者間の競争秩序の維持に努める一方、博覧会・共進会などを開催して生産を奨励し、技術者養成のための教育施設の拡充につとめた。

意匠条例が制定（明治21年＜1888＞）された明治20年代に入ると、織物業、窯業などの軽工業部門を中心に機械工業が勃興し、低廉にして均一の品質を備えた製品を大量に製造することを可能にした。

この時代において生産されていた工芸品・機械製品の種類は、明治22年（1889）2月、農商務省令第2号による意匠条例施行細則第18条に定める物品類別にその概要がうかがわれる。このうち、帽子、指環、ボタン、洋傘、ステッキ、机、椅子、ランプ、瓦斯燈、電気燈、靴、寝台、壁紙、窓掛、卓被、煉火石、皮革製品などは、欧米諸国から持ち込まれ国産化した物品である。

明治30年から大正初期にかけては、工業化の波が広範囲に及び、ヨーロッパでは次々と新しいデザイン運動が起こり、それが日本にも流入し、影響を与えた時代であった。

この時代、輸出が拡大し工業品生産も伸長する。意匠のよしあしが商品価値を左右する扇子、花菱、磁器及び陶器、麦稈サナダ、洋傘などもその生産額を伸ばした。輸出向の意匠は、仕向地の趣向を加味したものとして安出され、国内向の意匠とは区別されるようになる。

こうして日露戦争のころ、出願、登録件数は増加の兆しを見せ、明治32年～44年の意匠登録出願件数は年平均1,316件で、明治22年～31年の平均302件に比べ4.4倍に、また意匠登録件数は年平均491件で、それまでの73件に比べ6.7倍になるなど意匠登録制度の利用は次第に活況を呈する。また明治32年にパリ条約に加入したことにより、外国人の意匠登録出願も自由になされるようになった。

日露戦争終結後の40年代は企業の集中と大規模化が進行し、日本の資本主義が発展した時期である。

またこの時代には、汽車、電車などの公共交通機関が発達し、これが商業の発達を助長し、流通販売機構や組織を通じて大量の工業品工芸品が市場に溢れ出た。百貨店という新しい流通機構が発展しはじめたのもこのころであり、商業活動が拡大するにつれ、顧客の心を引くための広告宣伝や商品の容器包装という点に目が向けられるようになり、ここに商業美術（コマーシャルアート）の概念が成立する。

意匠法においては、「工業意匠」の概念が確立した。すなわち、工芸品を美術工芸品と一般工芸品とに分離して考えるようになり、また輸出振興策からも意匠改善が叫ばれるようになったため、これらの傾向を受けて単純に製品に装飾を付す程度に考えられていた意匠から、工業的意匠自体が独立して規定されるようになる。

第2節 主な登録意匠

1 織物

織物産業は、開国に伴う洋服、肩掛襟巻、傘、手巾、卓被、窓掛、敷物などの需要の拡大、機械製糸、機械紡績、ジャガード、バツタンのような織機の輸入、さらには染毛技術の進歩発達に促されて、いち早く産業基盤を確立した。

当時の二大機業地は、京都西陣と桐生足利であり、初期の意匠登録出願もこれらの地に集中しているが、このうち京都西陣は、明治5年（1872）フランスのリヨンに佐倉常七らの織物伝習生を派遣し、ジャガード、バツタンの新織機を輸入したことなどにより業界の盛況が続いた。

桐生足利は、絹と洋綿の交織技術を確立し、明治10年（1877）市川安左衛門、須永由兵衛らによる染色研究所、明治12年（1879）木村勇三らによる弘業会などの設立が相次ぎ、明治17年（1884）には、染色講習所を設けて農商務省技師山岡次郎を招いて、機業家子弟に新しい染色法を授け、新規な織物意匠を織り出すことに力を注いだ。

意匠登録第1号は織物縞の意匠であったが、意匠登録第100号までのうち、43件がこの織物に関するものであり、また、明治22年～同31年間の登録では物品類別中、「織物及他類ニ属セサル織物製品」の意匠が最も多い（年平均14件）。このことは、我が国の意匠の保護利用が織物産業に端を発したことを物語るが、当時の意匠先進国であった英国、フランスにおいても事情は共通している。

「織物及他類ニ属セサル織物製品」の応用物品、意匠種別登録件数

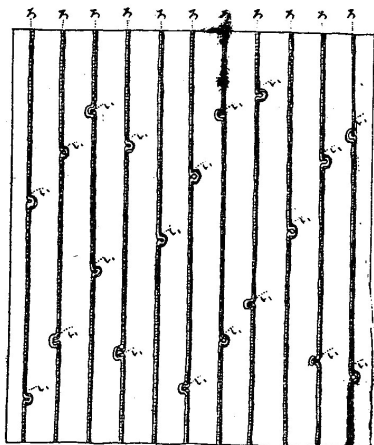
年	織染布帛		手タオル・手巾		服地	地巾	帯地	羽織	袴地	リボン	蝙蝠傘地	綿糸	毛布敷布	雑			計
	模様	色彩	模様	全体	模様	模様	模様	模様	模様	模様	模様	模様	模様	模様	色彩	全体	
明治22年	7		2			2											11
23年	26		8	1		1											36
24年	38	5			8												51
25年	4			1													5
26年				2													2
27年	1																1
28年	4		9		1								6				20
29年	3		1														4
30年	4		1														5
31年	1		1														2
32年	8	1	3				2										14
33年	7																7
34年	6				1		1										8
35年	13		2			1	6							1		1	24
36年	11	3	11		25			2						3			55
37年	16	1	43	2	13			11		1				2			89
38年	34		68		2				8	1				2	1		116
39年	43		10		4	1			5	2	17			3			85
40年	30		10		12				1	15	58	9		2			137
計	256	10	169	6	66	5	9	13	15	18	75	9	19	1	1		672

（注）『工業所有権雑誌』第28号（1908年）22号による。

応用物品別で一番多いのは、織染布帛（^{ししゅう}捺染、浸染、織出し、刺繍などによって模様色彩を現した布帛）である。織染布帛の内訳は、刺繍によるものが3件、染出しに属する友禅染によるもの12件、絞染によるもの19件、捺染による浴衣地12件、擬布革などの雑染6件、その他は織物模様と称するものである。織物模様の大半は、織出し模様によるものである。

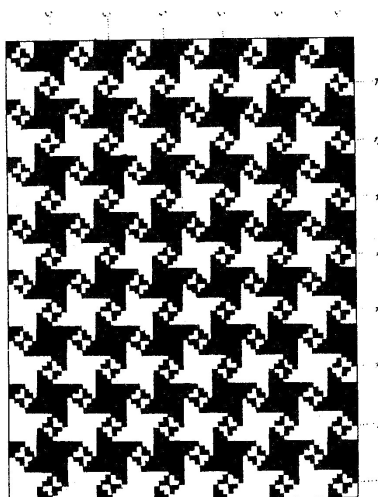
意匠登録第1号（明治22年）織物縞

須永由兵衛による織物縞の意匠登録第1号。須永由兵衛は栃木県足利地方でも大きな織物業者であり繭糸（生糸）を横浜に輸送して商いをするほか、紅色染法などの実用的研究を行った。



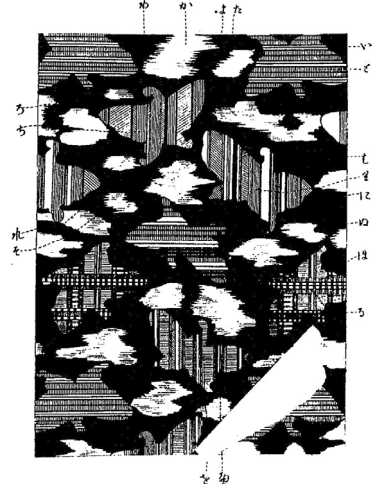
意匠登録第15号（明治22年）織物模様

細かい格子地を明暗によって千鳥形状に連ねた織物模様に係るもので、足利の木村寅之助による登録。直線による模は、ほとんどが縞・格子などを題材とするものである。



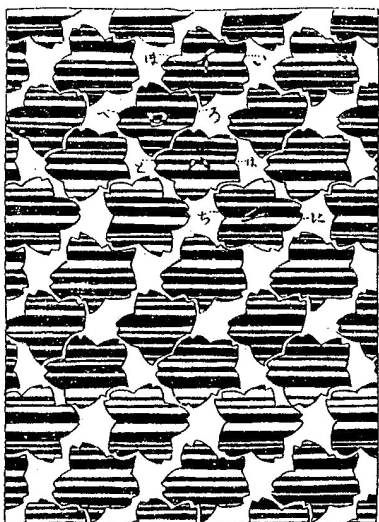
意匠登録第70号（明治23年）織物模様

蝴蝶の輪廓を6種の向きに変え、これを斜めに配置しその間に霞形を置いて輪廓内に直線模様を現したもので、京都の伊達彌助による登録である。曲線直線併用の模様は幾可的模様に属するものが最も多く、花、古代紋、器財、植物、文字、動物を題材とするものがこれに次ぐ。



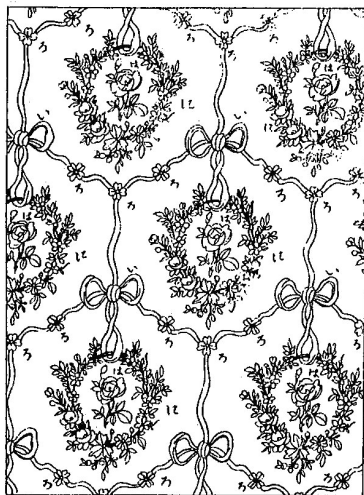
意匠登録第168号（明治24年）織物模様

桜花の輪廓を重ね合せて連続させ、この桜花の輪廓内に広狭不整の模様縞を表わした曲線直線併用の織物、川島甚兵衛による登録。



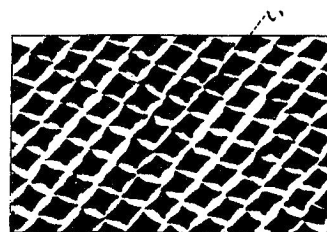
意匠登録第434号（明治28年）織物模様

全部曲線模様からなる織物模様に係るもので、京都府の呉服商、西村総左衛門によるものである。曲線による模様は、植物、花を題材とするものが最も多く、古画、風俗、鳥、文字、動物、景色、虫、魚に関するものがこれに次ぐ。



意匠登録第595号（明治30年）絞模様（日本桜絞）

愛知県知多郡有松町の鈴木金蔵による日本桜絞（嵐絞）に係るもので明治30年の登録。鈴木金蔵は明治の中期・有松絞りの再興に尽力した人物であり、この嵐絞りは、木製の機械を用いて量産されたもので、これを契機にして業者は競って新規の意匠を発売し、絞りの製法に改良を加えるようになった。



2 紙製品

開国により西洋文物が生活の中に浸透し、明治 11, 12 年 (1878, 79) ごろから新聞雑誌書籍や商品の包紙の類の製造が増え洋紙の需要が高まると、家内工業的に生産される和紙生産に加えて、明治 20 年 (1887) ごろから機械設備による洋紙の生産が各地で盛んとなってきた。

大蔵省印刷局は、明治 8 年 (1875) イタリア、ドイツからの彫刻師・印刷師を招いて伝習生に印刷術を伝習させた。この伝習生らが各地に移ってから銅版彫刻術、印刷術が急速に広がりを見せ、文字や精巧な模様・色彩が大量に印刷されるようになった。石版印刷が一般に普及流行するようになるのは明治 17 年 (1884) ごろからであり、商品に貼付する商標ラベルにも用いられるようになった。

洋紙及び印刷の需要の伸びと生産技術・印刷術の進歩に促され、紙製品についての出願・登録も次第に増え、この時代において、全類中織物に次いで 2 番目に多いが、まだ平面的なものが主であり、紙箱のように加工を要する立体的なものは少ない。

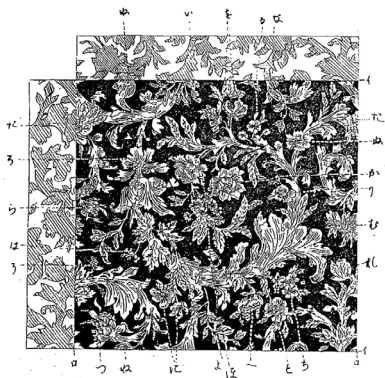
「紙及他類ニ属サセル紙製品」の応用物品、意匠種類別登録件数

年	壁紙・襖紙 模様の数	紙牌・包紙・紙袋				書簡筒・書簡箋・端書			紙箱			雑		
		模様の数	形状	模様の数	全体	形状	模様の数	全体	形状	模様の数	全体	形状	模様の数	全体
明治22年														
23年													1	
24年	8									1		1		
25年	4						1						2	
26年	3						5							
27年	6						2				3			
28年	10	1					4							
29年	14								1	2				
30年	25			1									3	5
31年	8			1						2				
32年	24			3			1			9				
33年	13			5			2		1				1	
34年	10								3	1			3	
35年	5			7					1	3		1	2	
36年	6	1	11				1		2	2		10	5	
37年	6	4	21	5	5	3					1		1	4
38年	3		4		1	5	3			1	2		2	
39年					1	5		2	2		2	2	2	4
40年			7	3		4	1	1	1	4			1	3
41年	2	1	14			8				2	1		4	2
計	147	7	74	8	7	41	4	11	22	14	15	27	18	

応用物品別では、壁紙・襖紙が 147 件で最も多い。紙牌、包紙、紙袋は 89 件、書簡筒、書簡箋、端書は 52 件、紙箱は 47 件である。壁紙、襖紙の模様に関する登録は、明治 30 年の 25 件、同 32 年の 24 件をピークに以後その数は減少している。

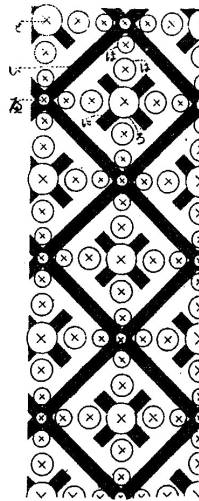
意匠登録第 117 号（明治 24 年）壁紙模様

西洋風の曲線模様からなる壁紙模様、模様は花、鳥、人物、動物、魚などに関するものがほとんどである。



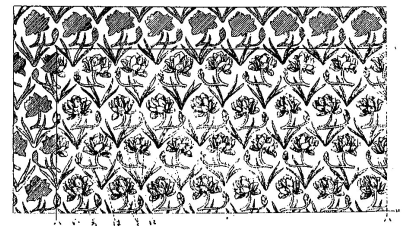
意匠登録第 232 号（明治 25 年）紋紙模様

東京都の長沢清之助による紋紙の登録。当時の紙製品には幾可模様を応用したもの少ない。



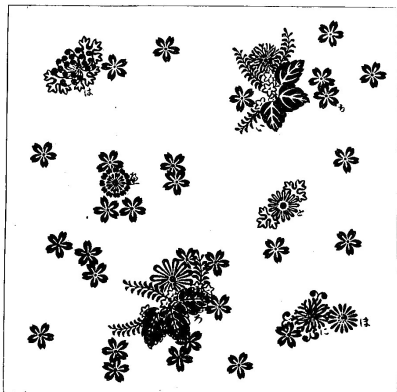
意匠登録第 275 号（明治 26 年）壁紙模様

蓮花と蘭藻を交互に配列した植物を題材とする壁紙模様。東京都の壁紙製造業者山路良三による登録。



意匠登録第 600 号（明治 30 年）包紙模様

薬品化粧品包装に用いられるもので、すっきりとした合理的な印象を与える。東京都日本橋の薬品・化粧品業者、松沢常吉の登録。



3 帽子・家具・花菱

生活文化の洋風化は、衣食住を中心とした日常生活の中に徐々にではあるが、幅広く浸透を始めた。しかし被服の様式をとってみても、洋服が流行したが、和装様式の伝統は依然根強く、また住まいの様式にしても洋間や椅子・机などの様式が普及する一方で畳の生活は厳然として維持されるなど、旧来の伝統的生活様式が容易に崩れることはなかった。

花菱は、重要輸出品として岡山県を中心に生産が盛んであった。輸出花菱の長足の進歩は、最初に精巧な綿莞菱が作り出されたことに引き続き、優美さを備えた綾菱を作り出したことによる。

花菱輸出額
(単位：円)

年	輸 出 額
明治14年	927
15年	741
16年	350
17年	1,325
18年	935
19年	2,709
20年	36,296
21年	148,224
22年	166,883
23年	347,541
24年	656,123
25年	1,176,680
26年	1,723,383

，(注)『明治史第4編産業史』(太陽臨時増刊，1906年)89頁による。

「敷物」の応用物品、意匠種別出願件数

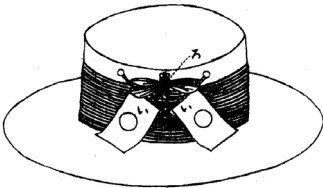
敷物の意匠として登録されたものは110件あるが、そのうち大部分は花菱が占め103件を数える。その他の敷物は、段通、座蒲団、打敷等の7件である。

応用物品	意匠種別	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
花菱模様	花菱模様	2	12				7	22	6		6				11	18	6	9	3		
其他ノ敷物	模様	1															2	2	1	1	

(注)「工業所有権雑誌」第68号(1911)22頁による。

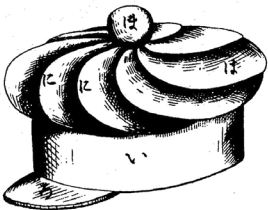
意匠登録第81号(明治23年)帽子

中央にトンボ、左右に日の丸を設けた紳士用洋風帽子。



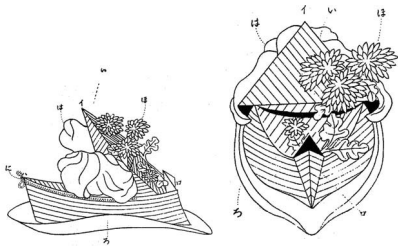
意匠登録第244号(明治25年)帽子形状

上面に捻菊状のひだを設けた男子用帽子。



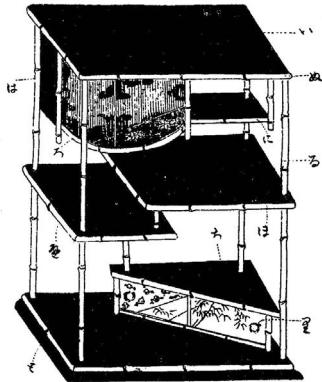
意匠登録第100号(明治23年)婦人帽子

洋服の流行を反映した洋風婦人帽子。

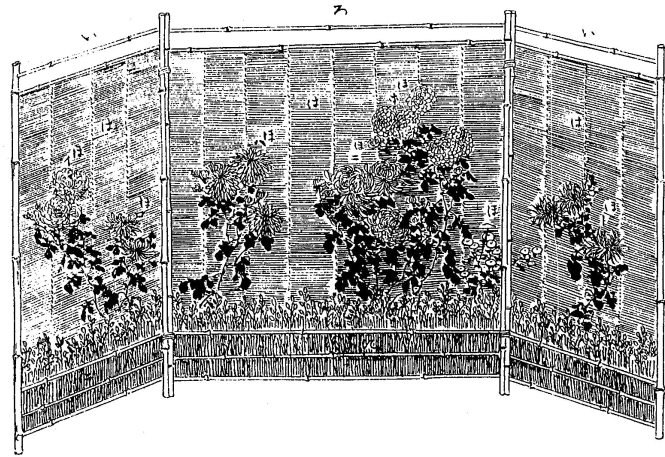


意匠登録第 84 号（明治 23 年）棚

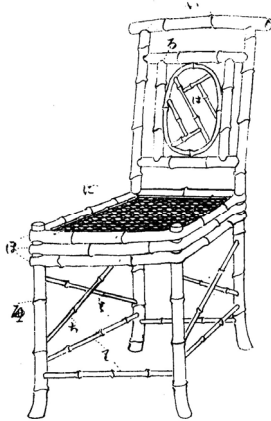
家具類も多くはないが登録例があり、いずれも竹材を用いて日本的な形状模様を配している。



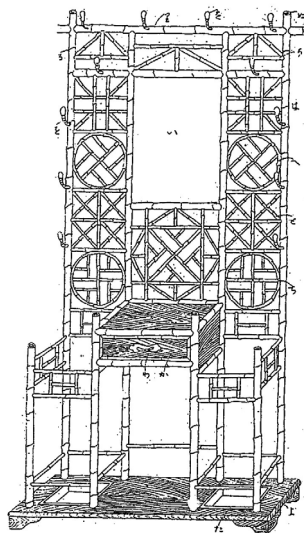
意匠登録第 93 号（明治 23 年）屏風



意匠登録第 98 号（明治 23 年）椅子

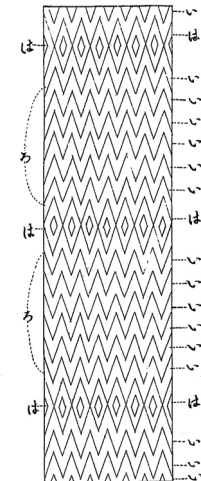


意匠登録第 102 号（明治 23 年）帽子掛



意匠登録第 37 号（明治 22 年）綾筵模様

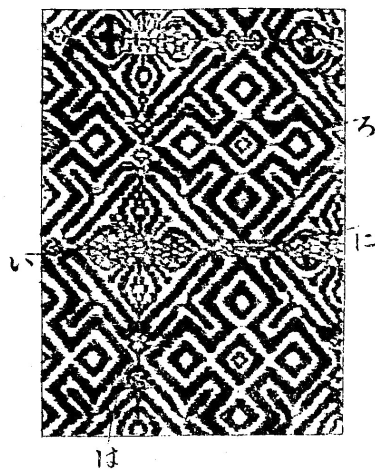
明治 20 年代の花筵は直線を主体とした幾可模様が多い。



意匠登録第 525 号（明治 29 年）花筵模様



意匠登録第 750 号（明治 32 年）花綾
短線を綴り込んだ地紋的直線模様。



意匠登録第 2114 号（明治 37 年）花筵

葡萄にリスをあらわし、曲線状形象模様としたもの。他に牡丹，獅子，瓢箪，梅，竹を題材とした形象模様のものがある。



4 被服

明治後期になると縫製加工を要する被服の意匠登録は織物を凌ぎ全類中最も多くなる。その中でも意匠登録は肩掛領巻に集中し、その件数は明治 37 年 (1904) から急増し全意匠登録件数の 3 分の 1 に達した。

これは、同業者間の競争が激しくなったために意匠登録の必要が生じたことによるものである。材料の精選、形状模様色彩の改良工夫を競い、その価値を高めようとしたものといえるが、この時代の意匠の内容はまだ改良の余地が残る。肩掛は、外国のショールを模倣したものなのか、我が国の頭巾などから発したのものなのかその由来は明らかではないが、主として内地向に発達したため、仕向地の嗜好その他を考慮した意匠を備えた輸出品としては十分なものとはいえない。

「被服」の応用物品、意匠種別出願件数

「被服」は 29 の分類中、明治 22 年から同 40 年までに登録数 1028 件を数え最大多数を占めているが、ほとんどが肩掛領巻に関するもので、被服の形状をしていない染織物は「織物及ビ他類ニ属セサル織物製品」に分類されているため、150 件を数えるにすぎない。

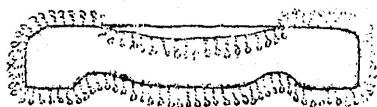
明治年次 応用物品(意匠種別)		22	33	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	計
衣服形状	形模											5		2	2	6	1				11
	様全														10	9	1				30
袈裟	模																				1
	様																				1
外 套	形模																				1
	様																				1
短 服	形模			1		1															2
	様																				1
襯 衣	形模								1							3					3
	様																				1
胸掛腹掛	形模																				7
	様																				1
前掛	形模							1				1									7
	様																				4
腰 巻	形模																				5
	様																				1
腰 帶	形模																				4
	様																				2
帶 締	形模											2	3	1	3	5	1			1	20
	様																				2
襟 褄	形模												1	3	6	2			1	7	20
	様																				1
袴 袴	形模												1	6	5					1	13
	様																				2
手 袋	形模																				3
	様																				2
足 袋	形模																				2
	様																				2
領 巻	形模																				2
	様																				9
肩 掛	形模																				11
	様																				14
	形模																				41
	様																				557
	形模																				246
	様																				

(注)「工業所有権雑誌」第 25 号 (1907) 24 頁による。

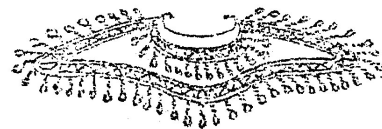
意匠登録第 296 号（明治 26 年）外套模様
 海燕貝と海松の模様を袖口と、襟に付したもので外套としては最初の登録。



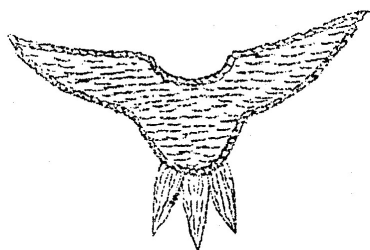
意匠登録第 2549 号（明治 38 年）肩掛
 肩掛の形状は三角四角あるいは直方形、菱形等の幾可形状が多いが、蝙蝠形や鳥形、月形、胡蝶形のものも見受けられる。



意匠登録第 2876 号（明治 38 年）肩掛（蝙蝠形）



意匠登録第 2945 号（明治 38 年）肩掛（鳥形）



意匠登録第 2877 号（明治 38 年）肩掛（月形）

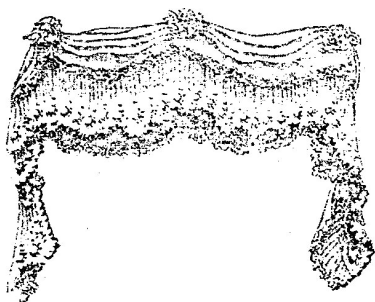


意匠登録第 4410 号（明治 40 年）胡蝶ショール



意匠登録第 3241 号（明治 39 年）肩掛

下方に細幅の縦襷を施し、上方には左右と中央に計 3 個のバラ花形状に折畳んだ布片を配した肩掛，別名天人ショールとも呼ばれた。



5 燈器

燈器の意匠登録は明治 35 年ごろから次第に増える。洋燈（ランプ）及び瓦斯燈は、明治初期にいち早く普及したが、電燈は明治 20 年（1887）11 月に東京電燈株式会社が設立されてから徐々に普及する。この“明り”の出現は西欧文明の利便性のシンボルとして、庶民の脳裏に深く刻み込まれることとなった。

明治 42 年までに意匠登録を受けた燈器中、応用物品別では洋燈が最も多くて 92 件であり、提燈燈籠は 45 件である。提燈燈籠の登録は初めは多いが次第に減少し、明治 35 年ごろから洋燈に首位を譲る。

洋燈の大部分は外国洋式の形状模様を模倣したものが多く、新規で独創的なものを見いだすことは難しい。ただし、当時欧米諸国ではスタンドグラスを応用した洋燈が出回っていたが、その模倣品は見られない。

「燈器」の応用物品、意匠種別登録件数

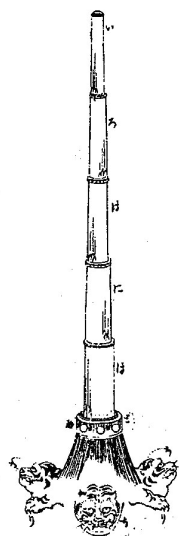
雑品中では、火屋が 15 件、瓦斯燈が 9 件、軒燈が 1 件、電灯が 1 件、反射鏡が 11 件あり、以上の外に燭台、雪洞、瓦斯燈口金、洋燈掛、笠金具がある。

意匠種別 応用物品	明治年次	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	計
洋燈臺	形状						1	1		1		1	3	1	6	6	9	4	6	5	1	45
	全體		1								1	1		3	8		3	4	3		13	47
提燈籠	形状				1	6	11	1		1		1		1	4	1	1					28
	模様			1		1														1	1	4
	全體			1				3				1		2		1	1	1	1	1	1	13
燈笠	形状						1				1		1	1	1		1	2	5	1	1	14
	模様			1											3	3	1			2		8
	全體															1		2			2	5
雑	形状			1			1			1		1		2		8	3	1	2	5	3	28
	模様															2			1			3
	全體											1				3	3	3		1	4	15

（注）「工業所有権雑誌」第 49 号（1909 年）18 頁による。

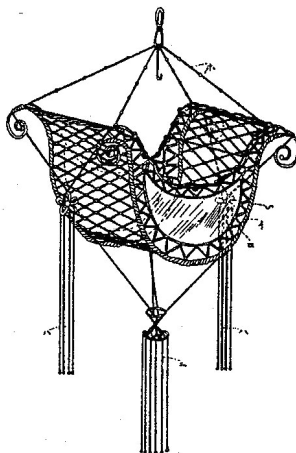
意匠登録第 96 号（明治 23 年）ランプ台

三頭の虎の首及び前肢を放射線状に置き柱状部を伸縮可能な竹幹状とした座敷用ランプ台、燈器類の出願としては最初の登録。

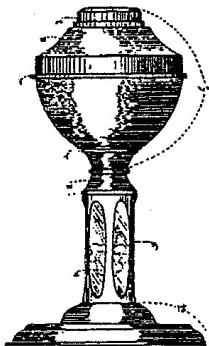


意匠登録第 295 号（明治 26 年）燈籠形状

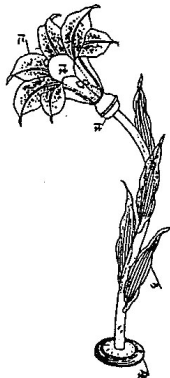
中央に硝子板を置きその周囲を硝子玉をつないだ線によって船形に擬したもの。



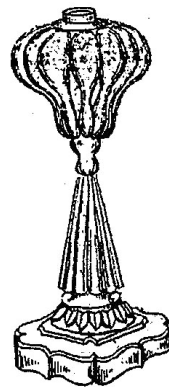
意匠登録第 380 号（明治 27 年）ランプ形状
 上方に半球の油壺を設け柱状部には楕円状の切透し部を設けて硝子板を嵌め、内部に草花などを装飾用に配置するようにしている。



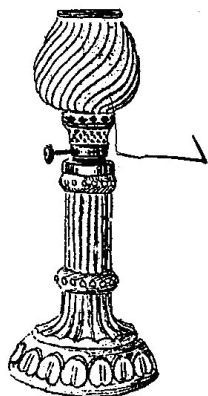
意匠登録第 623 号（明治 30 年）電燈形状
 全体を百合に模したもので花の中央部に電球を設けている。



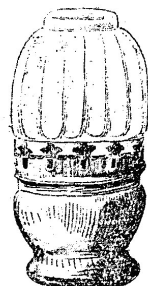
意匠登録第 1127 号（明治 34 年）洋燈
 柱状部を太く短くして上部の油壺を倒瓢状にしたもので、机上用として用いられた。



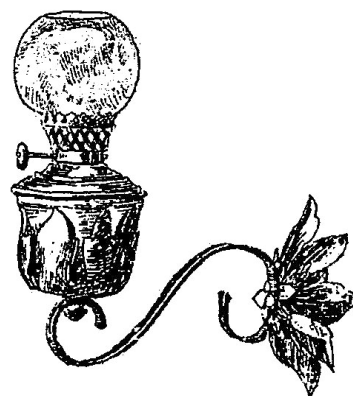
意匠登録第 1233 号（明治 35 年）洋燈
 柱上部の平行線を火屋側面の斜線によってやわらげ、台座には連続するハート状葉形を設けた座敷用のもの。



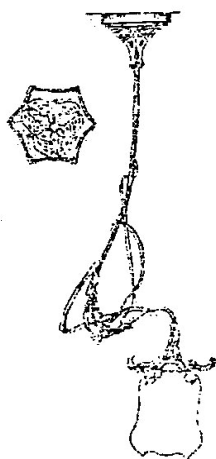
意匠登録第 1490 号（明治 36 年）豆洋燈
 火屋を菊花状凹凸とし油壺をこれに相応する形状とした机上用のもの。



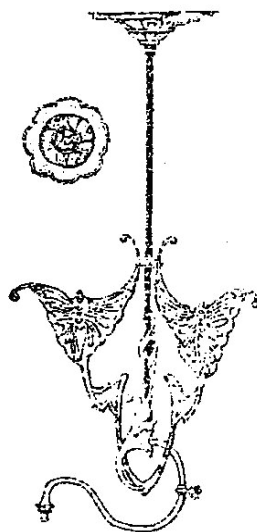
意匠登録第 2166 号（明治 37 年）壁掛用洋燈
 花托状の油壺受座としたもので、これは壁掛用としたものであるが、他に 34 件の類型が登録されている。



意匠登録第 4623 号（明治 41 年）瓦斯燈
 以下の両者は東京瓦斯会社の依頼によって工業所有権保護協会（発明協会の前身）が実施した懸賞募集に当選したもの。いずれも、蝶と草花（桜、菖蒲）を題材としている。



意匠登録第 4624 号（明治 41 年）瓦斯燈



6 扇・団扇

重要輸出品の一つである扇，団扇の生産額は多いが，意匠登録の件数としてはさほど多くはなく，この期において全類中第6位の件数を占めるにすぎない。主として清国及び欧米諸国に輸出された扇は，従来からある淡白な平面模様を表わしたものより花形を刻み羽毛で装飾した華麗なものの方が好まれたため，こうした意匠が登録されている。

団扇は輸出先においては室内装飾品として用いられた。団扇の意匠は3種に分けられる。その一つは普通に団扇と称するもので全形又はその柄に形状模状模様を加えたものである。その二は折り畳み回展状のもの，その三は玩具の目的になる引出団扇形状のものである。

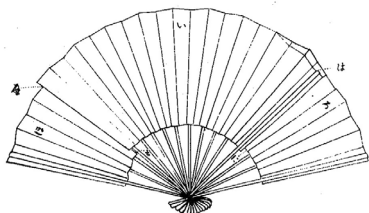
「扇及団扇」の応用物品，意匠種別出願件数

応用物品	意匠種別	明治年次																			
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
扇 骨	形 状	1			6	4	1	3	5	2	5	5	9	5	1	12	20	8	6		
	模 様					1	3			1	2	2			3	2	1			3	1
	全 体	1											2	3	3	1	2	2	3	2	1
團 扇 團扇柄	形 状					1	5	1		2				1		1	4	5	12	5	5
	模 様		1												1			1	1		
	全 体												1		2	1	3		2	2	2

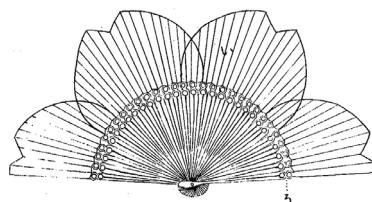
(注)「工業所有権雑誌」，第62号（1910年）10頁による

意匠登録第36号（明治22年）扇形状

明治20年代に登録された十数件の扇は，扇面を2枚あるいは3枚重ね，地紙を区分して貼付した大型のものが多い。

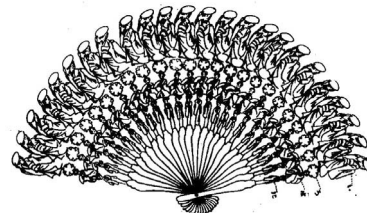


意匠登録第639号（明治30年）扇形状



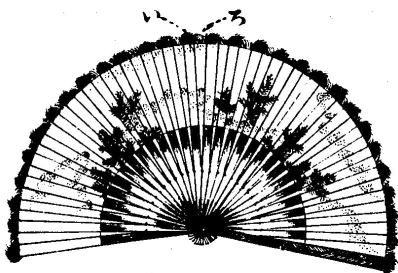
意匠登録第711号（明治31年）扇形状

三体の婦人像を切抜いた骨の連続からなる扇。明治30年代になると輸出向の意匠が多く登録されるようになる。



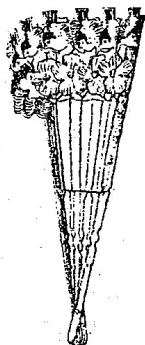
意匠登録第745号（明治32年）扇形状

扇の地紙の上端に羽毛を，一片づつ交互に反対の方向に付着させたもの。



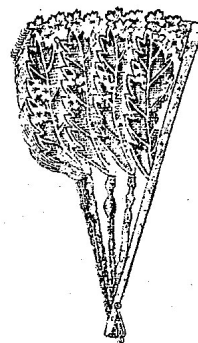
意匠登録第3923号（明治40年）扇

扇面の一部に花鳥形を浮かせて付着したもので，当時の典型的な意匠。

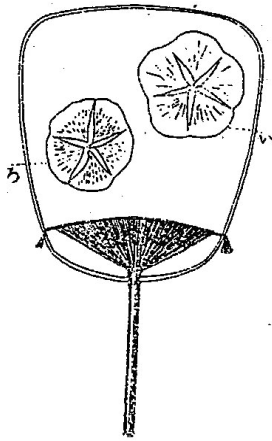


意匠登録第4516号（明治41年）扇

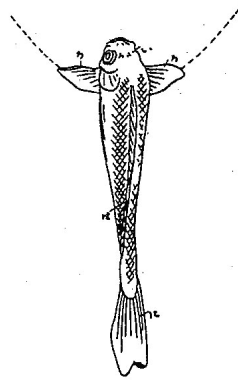
木葉と桜花を透かし彫りとし，裏面に紗状の布片を張って各骨ごとに付着したもので，これを開くと木葉の連列した扇面が形成される。



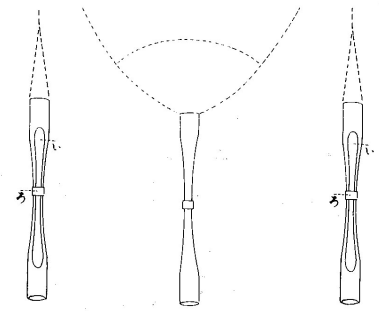
意匠登録第 215 号（明治 24 年）団扇模様
朝顔の花をあらわした団扇としては最初の登録。



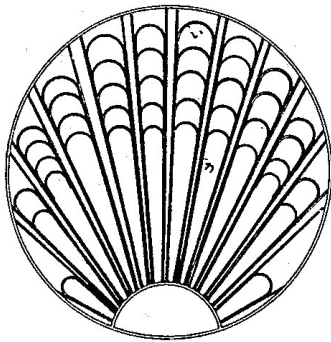
意匠登録第 709 号（明治 31 年）団扇柄形状
団扇に関する意匠は大多数が柄の形状に係るもので、鯉魚、亀、竹幹、結紐、瓢箪などをあらわしたものが登録されている。



意匠登録第 372 号（明治 27 年）団扇柄形状

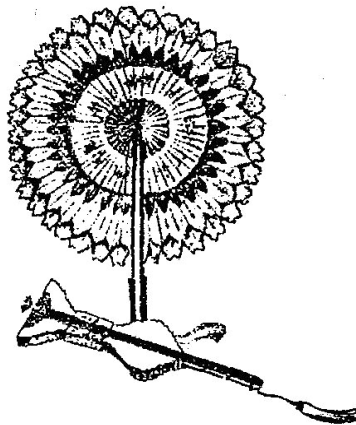


意匠登録第 409 号（明治 28 年）団扇骨形状
一般的に見られる団扇の骨形状に係るもので明治 28 年には、5 件が登録されている。



意匠登録第 3721 号（明治 40 年）折り畳み団扇

団扇表面の周辺に空隙を有する花形を置き、中段を地紙、中心は又花形とした、半ば玩具的要素をもったもの。



7 時計

時計も輸出品としてはみるべきものがあるが、その意匠登録は多くない。明治 42 年までに意匠登録を受けた時計及びその付属品のうち、応用物品では時計が 92 件であり、そのほとんどが置時計、掛時計で懐中時計は 1 件あるだけに過ぎない。当時置時計、掛時計は、清国を主としインド、南洋諸島にも向けた重要輸出品で輸出高は年 62 万 6145 円（明治 40 年＜1907＞の輸出高）にのぼるものであった。

我が国の木製置時計、掛時計は、材料その他の点において他国の追随を許さないものがあり、輸出販路を伸ばした。

「時計付属品」の応用物品、意匠種別登録件数

置時計は 60 件あり、形状・模様の結合したものか模様のみのもが多く、掛時計は形状の意匠を主としたものが多い。

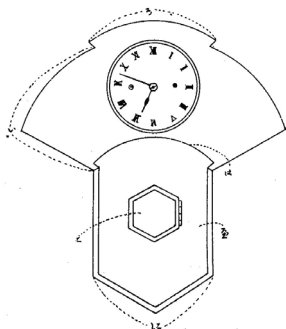
明治年次		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
応用物品	意匠種別																			
	形状						6	2	1	1		2		1			7	1	5	13
	模様													1		3	13	4		
時計付属品	全体									2		5	2	5	1	3	5	1	1	1
	形状					5				1	2	2	1	4	2	3	3	5		
	模様														1					
時計付属品	全体								1				1	1	6	3	5			
	形状																			
	模様																			

（注）「工業所有権雑誌」第 64 号（1911 年）10 頁による。

意匠登録第 533 号（明治 29 年）

掛時計形状

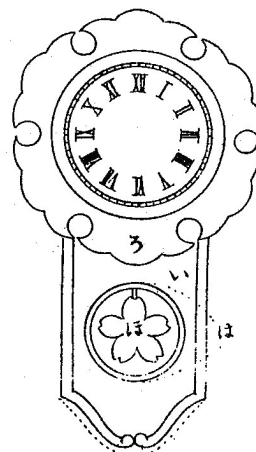
掛時計の初めて登録された明治 29 年には、扇の他紙形下部に菱形又は弧状の垂下部を設けたものが他に数点登録されている。



意匠登録第 612 号（明治 30 年）

掛時計

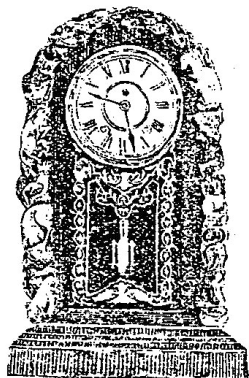
文字板の外廓に雪輪状の板を付し、振子を桜花形状としたもの。明治 40 年代前後の登録には変化を求めて、全体をバイオリン形、ハート形、亀甲形、斜十字形等にしたものが多くなるが大体のものは類型化している。



意匠登録第 3345 号（明治 39 年）

置時計

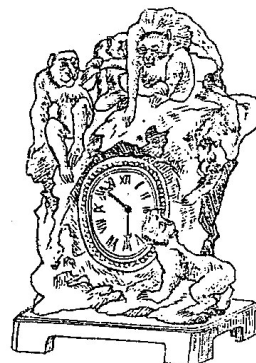
清国輸出向の置時計に関するもので、十二支の動物を模様として配置したものである。



意匠登録第 4552 号（明治 41 年）

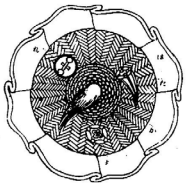
置時計

巖上郡猿を置いて装飾としたもの。置時計に用いられたモチーフとしては、鹿、唐獅子、牡丹、蘭、梅、菊、日、月などがある。

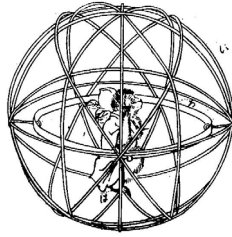


第3節 その他の登録意匠

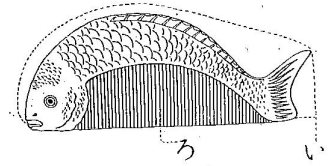
意匠登録第19号（明治22年）袍衣納器



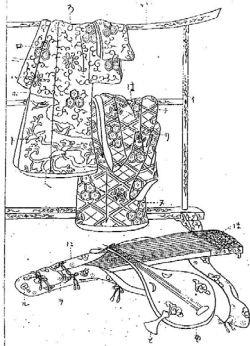
意匠登録第66号（明治23年）四転鞠



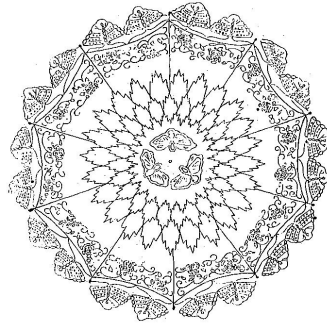
意匠登録第115号（明治24年）櫛



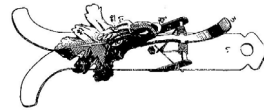
意匠登録第172号（明治24年）織物



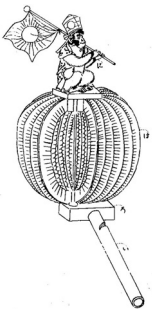
意匠登録第210号（明治24年）両面繡傘



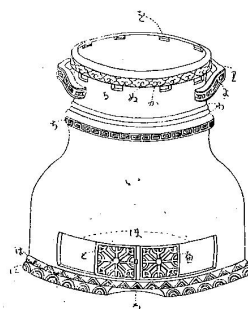
意匠登録第236号（明治25年）書類挟



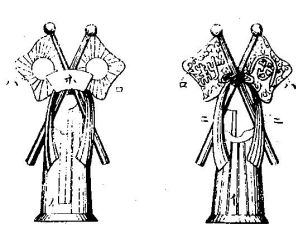
意匠登録第55号（明治23年）笛



意匠登録第208号（明治24年）焔炉



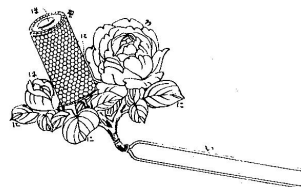
意匠登録第234号（明治25年）鉛筆削



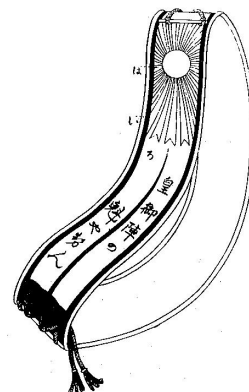
意匠登録第238号（明治25年）菓子器



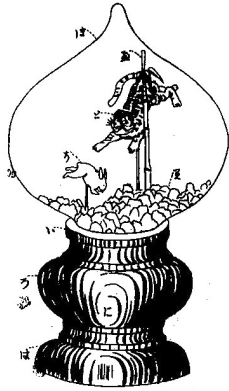
意匠登録第264号（明治25年）簪



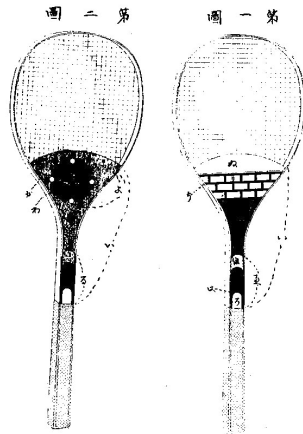
意匠登録第277号（明治26年）胸飾



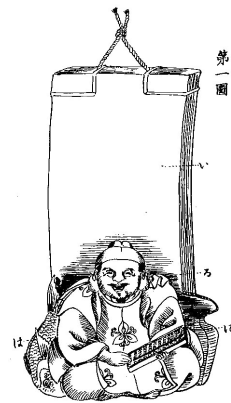
意匠登録第 291 号 (明治 26 年) 甑具



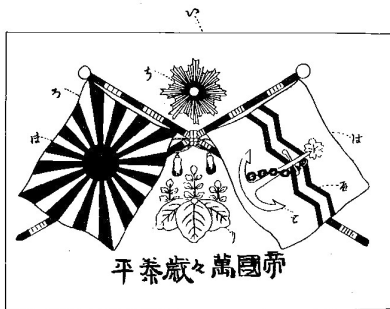
意匠登録第 322 号 (明治 26 年) 打球器



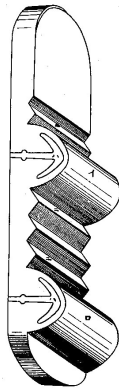
意匠登録第 358 号 (明治 27 年) 状挿



意匠登録第 420 号 (明治 28 年) 旗



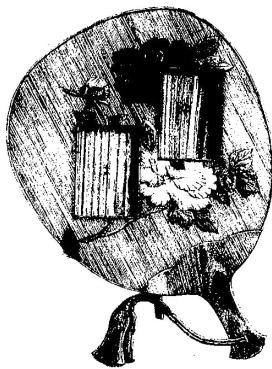
意匠登録第 514 号 (明治 29 年) 下駄



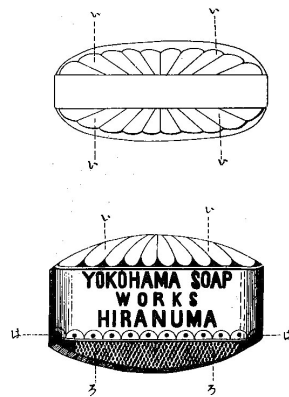
意匠登録第 743 号 (明治 32 年) 煎餅



意匠登録第 764 号 (明治 32 年) 写真挟



意匠登録第 591 号 (明治 30 年) 石鹼

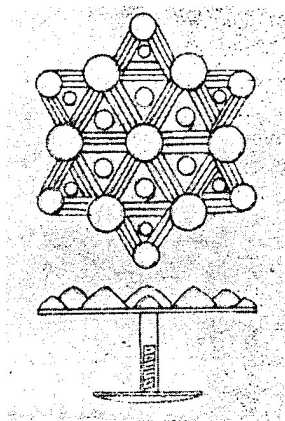


第4節 初期の外国人による登録意匠

明治30年（1897）にドイツとの間の二国間条約の中の相互保護規定に基づいて明治30年1月27日に出願がなされた「神奈川縣横濱居留地百五十三番，独逸國臣民，ボイエス商会業務換當社員ヨゼフ・ナウゼン」がした手巾模様の意匠の意匠登録出願が，外国人による最初の意匠登録出願（意匠登録第613号）である。意匠登録第698号は，日英通商航海条約中の相互に内国民待遇を与える旨の規定に基づいて，明治30年6月17日に英国の「有限責任スターレー・ブロス・エンド・ウエストウッド・マヌファクチュアリング・コンパニー社主任ハーバード・フランク・ピーミッシ」より意匠登録出願された歯輪（自転車用ギア）形状の意匠で，明治31年（1898）に登録されたものである。

その後我が国のパリ条約加入（明治32年<1899>）により，明治41年（1908）までの間に63件の外国人による意匠登録出願（うち意匠登録をうけたものは14件）があった。

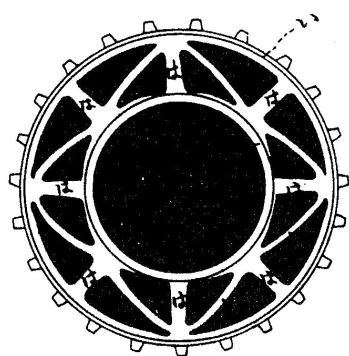
意匠登録第7236号（明治45年）釧（英国）



意匠登録第613号（明治30年）手巾模様（ドイツ）



意匠登録第698号（明治31年）歯輪形状（英国）



意匠登録第7303号（明治45年）織物模様（ドイツ）

